

令和2年度第1回本庄市交通政策協議会（書面開催）説明

令和2年5月18日

1. 委嘱状交付

委嘱状を同封させていただきました。任期は2年間（令和4年3月31日まで）となっております。

なお、設置要綱第3条第2項第1号の規定による「市長又はその指名する者」につきましては、本庄市副市長 今井和也 を指名し、委員に任命しております。

また、設置要綱第5条第1項第1号の規定によりまして、本協議会の会長は、副市長があたります。

2. 顧問及び監査委員の選任

本協議会の顧問につきましては、設置要綱第5条第1項第2号の規定により、13号委員「学識経験を有する者その他協議会が必要と認めるもの」の中から会長が選任するものとしております。

また、監査委員につきましては、設置要綱第11条第1項の規定により、委員の皆様から2名の方を、会長が指名するとしており、次のとおり指名をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

顧問	早稲田大学名誉教授	浅野 光行 様
監査委員	本庄商工会議所専務理事	田中 一成 様
	本庄市議会議員	粳田 平一郎 様

3. 報告事項

報告事項につきまして、ご意見等ございましたら、別紙、書面協議書にご記入下さいますようお願いいたします。

(1) 利用状況の推移 資料 1 p～3 p

資料 1 p

現在の本市の「公共交通の概要」を表した図となります。

路線バスではカバーしきれない交通不便地域を補完するために、デマンド交通とシャトル便を平成25年10月より運行しております。

デマンド交通（はにぼん号・もといずみ号）は、利用者からの予約を受けて、市内に400箇所以上ある停留所間を運行しております。市内を4つの区域に分けまして、各区域1台、計4台の車両で運行しております。

また、シャトル便は、「はにぼんシャトル」という愛称で、本庄駅と本庄早

稲田駅間を本庄総合病院など経由して、路線定期運行しています。

資料 2 p～3 p

デマンド交通、シャトル便の利用状況となります。デマンド交通につきましては、前年度に引き続き減少傾向となっています。

一方、シャトル便については、運行開始からおおむね利用者数増加傾向で推移しています。

デマンド交通、シャトル便ともに新型コロナウイルス感染症の影響で前年度末の利用者は減少している状況です。

(2) デマンド交通・シャトル便に対するアンケート結果 **資料** 4 p～11 p

昨年度実施したアンケート結果をまとめたものとなります。

資料 4 p～6 p

「はにぼん号・もといずみ号利用者アンケート」の結果から、普段デマンド交通を利用されている方は、市内在住で年齢が60代から80代以上、運転免許証を持っていないか自主返納している方の割合が多くなっています。自分で自動車を運転できない方々にとって、通院や買い物の手段となっていることが分かります。

資料 7 p～9 p

「はにぼん号・もといずみ号試乗車アンケート」は自治会長へ試乗券を配布して、普段デマンド交通を利用されていない方の利用した感想をお伺いしたアンケートとなります。運転免許証を保持し、ご自分で車を運転できる方がほとんどですが、デマンド交通の今後の利用意向については54%が利用する、おそらく利用すると回答されています。

利用者アンケート、試乗車アンケートに共通する意見として、予約の取りにくさに対する意見が多くありました。

資料 10 p～11 p

「はにぼんシャトル利用者アンケート」では、初めて利用したと回答された方もおり、また様々な地域の方々に利用されていることが分かります。

(3) デマンド交通予約のお断りとキャンセル件数 **資料** 12 p

デマンド交通の利用者数が減少傾向であること、またアンケートで予約が取れないといった意見が多くあることから、昨年度の予約をお断りした件数、キャンセル数について集計を取った結果となります。混雑のため予約をお断りした件数が本庄北地域、本庄南地域で大変多く、それぞれ年間の利用者数の約16.4%、約20.8%お断りしているような状況となっております。

利用しようとしても予約の取りにくい状況が、デマンド交通への期待を失わ

せ、利用者の減少につながっていることも考えられます。

こうしたことから、できるだけ多くの方の利用希望に答えるため、本庄北地域、本庄南地域の車両増車を検討してまいりたいと考えております。これにつきましては、今後改めて協議会にお諮りしたいと考えております。

(4) 路線バス 本庄駅北口～本庄早稲田駅間の運行本数減について 資料 13 p

本庄駅北口～本庄早稲田駅間の路線バスの運行は、国際十王交通（株）様により運行されておりますが、令和2年4月1日のダイヤ改正で本数が大幅に減少となりましたのでご報告させていただきます。この区間の利用者数は非常に少なかったと伺っておりますが、シャトル便の利用動向の変化などから、本庄駅～本庄早稲田駅間の移動に係る影響について今後注視してまいります。

(5) 路線バス 本庄駅南口（宮本町車庫）～児玉折返し場の延伸について

資料 14 p～15 p

資料のとおりとなります。

4. 議 事

議事につきまして、賛否について別紙、書面協議書にご記入下さいますようお願いいたします。（反対の場合は、その理由をご記入ください。）

(1) 令和元年度 事業報告及び歳入歳出決算について 資料 16 p～19 p

資料 16 p～17 p

令和元年度の事業報告となります。一部補足説明させていただきます。

7月に本庄駅自由通路へ「本庄市の公共交通」電照パネルを設置いたしました。これは、路線バス図、本庄駅の路線バス乗り場の案内図、タクシーの案内やデマンド交通、シャトル便の利用案内をまとめたものとなっております。市外から来た方々にとって、本市の公共交通の概略が分かるようまとめたものとなっております。

また、同月、デマンド交通の利用方法について本庄ケーブルテレビで放映していただきました。予約の電話をし、停留所から乗車する一連の様子が映されたことで、より分かりやすく利用方法を周知する手段となりました。このほかにもデマンド交通等の周知については、自治会長や地元の集まりなどの機会に説明をさせていただきました。

また、商業施設等の新設や地元の要望等によりデマンド交通の停留所の新設移設を実施いたしました。

資料 18 p～19 p

令和元年度の歳入歳出決算報告となります。

まず、歳入でございますが、交付金、予算額 182,000 に対し収入済額は同

額。本庄市からの交付金となります。雑入、予算額 1,000 円に対し収入済額は 0 円で預金利子はございませんでした。

歳出でございますが、会議費、予算額 83,000 円に対し支出済額は 27,070 円、本会議に係る費用となります。第 2 回目の協議会を書面協議としたため不用額が多くなっております。

事務費、予算額 100,000 円に対し支出済額 61,891 円。これはデマンド交通試乗車アンケートのために配布した「試乗券代」、「はにぼんシャトル携帯用時刻表作成」、停留所標識の金具などに係る費用でございます。

総括して、収入済額 182,000 円に対し支出済額 88,961 円、差引残額 93,039 円は、市への返戻し、差引残高は 0 円でございます。

この歳入歳出決算については、監査委員である、田中委員、稗田委員に監査いただき適正であることを報告いただいております。

(2) 令和 2 年度 事業計画 (案) 及び歳入歳出予算 (案) について

資料 20 p ~ 21 p

資料 20 p

令和 2 年度 本庄市交通政策協議会 事業計画 (案)

1. 生活交通確保維持改善計画の策定及び事業評価

「生活交通確保維持改善計画」のうち、「地域内フィーダー系統確保維持事業」に係る計画を、今年度は計画期間令和 3~5 年度の 3 か年を対象として策定をいたします。この計画策定は、議事 (5) でご審議いただきます。

資料の図は計画の位置づけについて、簡略化して表しているものです。

一番外の点線枠は、「地域公共交通確保維持改善事業」全体となります。枠内左側の「補助対象地域間幹線バス」は地域間幹線系統確保維持計画において維持確保が必要な路線とされているもので、国の補助対象となっています。枠内中央の「接続」とする点から支線として「シャトル便」と「デマンド交通」が運行されていまして、太い点線枠で囲われた部分となります。

本計画により、幹線との連携をもって市内を快適に移動できるようになるネットワークを構築するもので、計画を本協議会にてご議論・承認いただき補助対象となるものです。

また、昨年度策定した計画 3 か年のうち、実施が済んだところについて事業評価を実施する予定です。

2. 運行方法等の改善・見直しの実施

今回の議事（４）で審議いただきます。

3. 協議会スケジュール

記載してある予定によらず協議会を開催する場合もございます。その際にはご協力をお願いいたします。

資料 21 p

令和2年度 本庄市交通政策協議会 歳入歳出予算（案）
昨年度と同額で予算を計上いたします。

(3) もといずみ号（児玉駅～いろは橋折返場）試行運転結果と今後の運行（案） について

資料 22 p～25 p

試行運転については、平成30年度第2回の交通政策協議会で承認いただき、令和元年6月から試行運転を実施しております。

アンケートでは、デマンド交通のように電話予約不要で利用でき、利用方法が分かりやすいとの意見もございますが、利用したい時間に行きたい場所へ行けないなど不満も多く、乗車数が非常に少ないことから、本運行への移行を見送りたいとするものです。

また、予定では本年8月31日まで試行期間としておりますので、周知を十分に図りながら、試行運転を終了するものです。

(4) はにぼん号（湯かっこ⇄児玉総合支所間）の予約ルールの変更（案）について

資料 26 p

児玉市街地を運行している車両は、湯かっこの営業日に限り、前日までの事前予約を受けて児玉総合支所⇄湯かっこ間を運行しております。

前日まで、車両が確保していることで、ほかの利用者の予約を断ることになっていることから、こうしたお断り件数を少なくするため、デマンド運行にかかる予約受付期間を短縮するものです。

(5) 令和3年度 生活交通確保維持改善計画（案）について

資料 27 p～38 p

生活交通維持改善計画につきましては、議事（2）の事業計画案の中でもご説明しましたとおり、向こう3ヵ年（令和3年～5年）の事項を記載し国へ提出することとなっております。

なお、まだ国から令和3年度計画の様式が示されていないことから、昨年度の様式で作成しております。様式の変更がありましたら、それに即しまして作

成し提出をさせていただきますのでご了承ください。

資料 27 p

項目2の「目標・効果」のうち、「①利用実績値の向上」について、現状の利用者数等を直近の数値に更新いたしました。また、「向こう3ヵ年の目標値」についてですが、「本庄シャトル便」につきましては、これまで掲げていた目標値「13,000人/年」に達したことから、新たな目標値を設定いたしました。

その下、「②運行サービスに対する利用者満足度の向上」における「現状」については、昨年11月に実施したアンケートの数値を掲載しております。

「デマンド交通」の現状の満足度については、「利用者アンケート」「試乗車アンケート」の結果をまとめた数値を記載しております。

資料 33 p

運行系統の概要と運行予定者の表となります。「計画運行回数」について、シャトル便については計画運行日数に一日の往復回数13.5を掛けて算出しております。デマンド交通については、1時間に1回程度の運行を見込んで算出しておりますが、本庄北地域、児玉市街地、児玉山間地域についてはこれに湯かっこの開館日、スクールバスとしての見込み利用数などを加算しております。

資料 37 p

計画の添付様式「表5」で参考として国庫補助上限額を記載しておりますものは、昨年6月の算定式を記載しており、この後算定式の変更がありました。また、今計画の算定式、国庫補助上限額はまだ示されておりませんのであくまで参考額としていただければと存じます。